

危険物施設等における雪害対策について

危険物の流出は、火災危険性を著しく高めるとともに、周辺環境に甚大な影響を与えるものとなり、さらには、冬期間に流出した危険物は融雪とともに被害の拡大が懸念されます。各事業所におかれましては、流出事故の発生を防止するため、注意喚起していただくようお願いいたします。

《注意事項》

- ① 危険物施設に係る落雪・積雪による配管損傷及び転倒防止対策等を講じること。
- ② 巡回点検のさらなる徹底等により、危険物流出の有無の確認を徹底すること。
- ③ 危険物が流出した場合は、適切に対処するとともに、融雪時の対策等について徹底を期し、被害拡大を未然に防止すること。

危険物取扱者免状の返納命令事案について

東京消防庁予防部査察課

移動タンク貯蔵所を所有している危険物取扱者が、従業員（無資格者）に単独で移動タンク貯蔵所により危険物を移送するよう指示し走行させたところ、衝突横転事故及び危険物の流出事故を発生させた。事故後の調査及び関係者の供述録取から、危険物取扱者に係る法令違反の事実が複数判明した。



違反事項		点数	違反点数等
製造所等の無許可変更		3	12
保安講習未受講		4	
危険物取扱者の不乗車		5	
付加点数	(事故の点数)事故の程度が大	6	12
	(人身事故の程度)軽傷	6	
過去3年以内の違反点数等の合計			24

違反事項として、所有する移動タンク貯蔵所（車両部分）の無許可変更、保安講習未受講及び危険物取扱者の不乗車により12点、事故による付加点数危険物の流出及び運転手である従業員の負傷で12点となり、違反点数の合計は24点となった。

今回の措置点数により過去3年以内の違反点数の合計が20点を越えたことにより、返納命令を受けることとなった。

- ・ 本事案では、タンクはそのまま車両及び油種を変更（灯油から重油）していたが、車両変更により無許可変更は成立する。
- ・ タンクの油種変更は未届出の違反になるが、無許可変更に含まれると判断した。